

中井町介護職員初任者研修支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民がホームヘルパーとして介護サービス事業所や地域社会で活躍することを支援するため、介護職員初任者研修の受講に係る経費の一部(以下「補助金」という。)を補助し、介護施設の人材の安定確保及び地域社会の介護技術の向上を図り、高齢者が安心して地域で生活できることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この事業の補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 中井町内に住所を有し現に居住している者
- (2) 町内にある介護保険法(平成9年法律第123号)による指定事業所に就労予定若しくは希望する者、又は家族を介護する者

(補助対象となる経費)

第3条 補助対象となる経費は、介護職員初任者研修の受講料(教材費を除く。以下同じ。)とする。ただし、他の制度による補助金を受給している場合を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象となる経費の2分の1とし、20,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、中井町介護職員初任者研修支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 受講料領収書の写し
- (2) 終了証明書又は受講終了を証明する書類の写し

(補助金の交付決定及び交付)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、中井町介護職員初任者研修支援事業補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者から請求書（第3号様式）が提出されたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、申請者が不正の手段により補助金を受けたと認められるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に終了した訪問介護員養成研修2級課程を対象として適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる者は、この要綱による改正後の中井町介護職員初任者研修支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第3条に規定する介護職員初任者研修を修了した者とみなし、新要綱の規定を適用する。

(1) この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の中井町ホームヘルパー2級資格取得費支援事業実施要綱第3条に規定する訪問介護員養成研修2級課程（以下「ホームヘルパー養成研修」という。）を終了した者。

(2) この要綱の施行の際、現にホームヘルパー養成研修を受講中の者であつて、この要綱の施行後当該ホームヘルパー養成研修を修了した者。

（施行期日）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

中井町介護職員初任者研修支援事業補助金交付申請書

年 月 日

中井町長 殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

中井町介護職員初任者研修支援事業実施要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

受講者	住 所	中井町
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
受講費用 (教材費を除く)		円
添付書類		①受講料領収書の写し（教材費相当額が明記されていない場合は、開催要項等による当該金額の内訳が確認できる書類を添えること） ②修了証明書又は受講終了を証明する書類の写し

第2号様式（第6条関係）

中井町介護職員初任者研修支援事業補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

中井町長



年 月 日付けで申請のあった中井町介護職員初任者研修支援事業補助金について、次のように決定（却下）したので、通知します。

1 決定

交付番号	第 号	
申請者	住所	
	氏名	
補助決定金額	円	

2 却下

理由	
----	--

第3号様式（第6条関係）

請 求 書

一金 _____ 円也

これは、中井町介護職員初任者研修支援事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町

氏 名 _____ 印

なお、支払の際は下記の口座に振り込んで下さい。

金融機関名	支店名	種目	口座番号					
金融機関コード	支店コード		1 普通 2 当座 3 その他					
フリガナ								
口座名義人								